

学校において予防すべき感染症（令和5年5月～）

種類	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリヤ 痘そう 南米出血熱 重症急性呼吸器症候群 中東呼吸器症候群及び 特定鳥インフルエンザ	・ 治癒するまで
第二種	インフルエンザ （特定鳥インフルエンザを除く） 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎 風疹 水痘 咽頭結膜熱 結核 髄膜炎菌性髄膜炎 新型コロナウイルス感染症	・ 発症後5日を経過しつ、解熱した後2日が経過するまで ・ 特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで ・ 解熱した後3日を経過するまで ・ 耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで ・ 発疹が消失するまで ・ すべての発疹が痂皮化するまで ・ 主要症状が消退した後2日を経過するまで ・ 症状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで ・ 同上 ・ 発症した後5日を経過し、かつ、症状が経過した後1日を経過するまで
第三種	腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 コレラ 細菌性赤痢 腸チフス パラチフス その他の感染症 ※本校としてその他の感染症に下記の疾病を含む。 感染性胃腸炎（ノロウイルス等） 溶連菌感染症 マイコプラズマ感染症	・ 症状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで